

羽保高第203号

令和2年4月14日

居宅介護支援事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部介護予防支援室
高年介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて (通知)

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、厚生労働省より従来の期間に新たに市町村が定める期間を合算できる旨の通知がありました。

これに伴い、介護保険施設等や病院等において、入所者等の面会禁止の措置により、認定調査を実施することが困難な場合は、本市へ届出(要介護等認定調査実施困難届出書)が必要となります。なお、届出いただいた施設等に入所している被保険者の更新申請については申請内容を確認のうえ、要介護(支援)認定の有効期間を12ヶ月延長させていただきますので、ご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

※対象は更新申請のみになります。

※救済措置となりますので、有効期間満了日までに認定調査が実施できない方を対象とします。

※「要介護・要支援認定等結果通知書」は送付しません。介護保険被保険者証のみを送付します。

【問い合わせ】

羽曳野市保健福祉部介護予防支援室
高年介護課認定担当
電話番号 072-958-1111 (内線 1380)